

岩手

November

11

2019



『秋燃える(雫石町)』 写真:真館弘治

令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う

(2019年度年末年始無災害運動スローガン)

〔目次〕

'19岩手県産業安全衛生大会が開催される	2・3
令和元年度いわて年末年始無災害運動実施要綱	4
11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です、働き過ぎていませんか?	5
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。	6
クエスチョン、最低賃金制度って何?	7
メンタルヘルスとコミュニケーション ^④	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ	10・11

‘19岩手県産業安全衛生大会 が開催される



9月24日に都南文化会館キャラホールにおいて岩手労働災害防止団体連絡協議会（構成12団体・事務局岩手労働基準協会）の主催により開催され、県内事業所から多くの参加をいただきました。



主催者代表挨拶
近藤 一英会長

主催者を代表し、近藤一英会長（岩手労働基準協会会長）から、「岩手県内の労働災害について、平成30年度は休業4日以上死傷者数および死亡者数が前年より減少に転じておりますが、いまだ憂慮されます。一方、健康診断も前年同様に生活習慣病が半数以上の有所見率を占めることから、『第13次労働災害防止5か年計画』の2年目を迎え、計画の目標を達成することが最重要課題であり、安全・安心・快適な職場を実現するため



来賓挨拶 岩手労働局
小鹿 昌也局長



表彰を受ける事業所の代表者

に、本大会を契機に一丸となって、自主的な取り組みを実効あるものとしていただきたい。」と挨拶され、引き続き安全衛生に積



大会宣言を読み上げる
樋下建設株式会社
阿部 一二氏

極的に取り組まれている17事業場・4個人が会長より優良表彰を受けました。

また、来賓の小鹿昌也岩手労働局長も「第13次労働災害防止計画の順守、特にも過重労働による健康障害、心の健康のためのメンタルヘルス、治療と仕事

の両立支援、化学物質の健康障害等防止に向け、今年4月より施行された働き方改革の一層の取組を要請いたしました。安全と健康を最優先に、経営・事業場トップの方々にその責務を改めて認識していただきたい」と要請されました。

引き続き、功績賞を受賞された樋下建設株式会社阿部一二様より大会宣言が読み上げられ、労働災害防止への決意を新たにしました。



事例発表のトヨタ紡績東北株式会社管理部長 清水 修氏

次に、「安全・安心・安定した職場を目指して」と題し、トヨタ紡績東北株式会社管理部長清水 修氏より、「作業工程に潜む危険源をマップ化し、指名者制度の導入や全員対象の講習を通じて安全活動の周知を図り、充分なリスクアセスメントと対策を行い人とロボットの安全な協働を実現した」と発表されました。

最後に「人工知能（AI）が創り出す近未来～生活やビジネスはどう変わるか～」と題し、富士通株式会社理事、首席エバンジェリスト中山五輪男氏より、「国際社会における日本の現状は、1988年頃の一人当たりの名目GDPは世界2位と高水準から、現在は30位と大きく下回る結果。原因は企業の生産性の低さや経済成長の鈍化が大きな理由とされています。

すでに20年後にはAIが人知を超えるかもしれないシンギュラリティの時代がやってくると言われています。そうなった時に企業がどのように対応をして



特別講演の富士通株式会社理事、首席エバンジェリスト 中山 五輪男氏

いくのかが大事です。今後大きく変化していくのが情報通信業だと言われています。特にVR（バーチャリアリティ）はビジネスに必要不可欠な時代になります。疑似体験（訓練）によって、高所作業のリスクを補うために地上で疑似体験をすることで、安全意識の向上にもつながる。また、医療でも手術のリハーサルによって、正確かつ短時間の治療など各分野において、すで実証されています。VRが変える経済のカタチによって、「仮想」が「現実」を超える時代が来るのも近い。そんな時代に必要な事業（働き方）を考えていくために、組織の活性化や働き方改革が重要です」と講演されました。我々が経験するであろう近未来の職場の在り方について、自分が何をやらなければならないのかを気付かせていただいた貴重な講演でした。

終わりに恒例のお楽しみ抽選が行われ、本年度の大会も盛会裏に終了しました。



抽選の商品が当たった参加者



展示コーナー

令和元年度 岩手労働災害防止団体連絡協議会長表彰 事業所・受賞者

*** 事業所賞 ***

公益財団法人岩手労働基準協会

株式会社宮田醤油店〔雫石町〕、和田工業株式会社東北工場〔山田町〕、有限会社豊興〔山田町〕、電源開発株式会社東日本支店東和電力所〔花巻市〕、株式会社岩手ヤクルト工場〔北上市〕、関東商事株式会社岩手部品物流センター〔金ヶ崎町〕、株式会社佐々木製菓〔一関市〕

建設業労働災害防止協会岩手県支部

宇部建設株式会社〔一関市〕、株式会社近江建設〔一関市〕、紫波建設株式会社〔紫波町〕
陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部
運び屋株式会社〔滝沢市〕、株式会社古里木材物流〔盛岡市〕、株式会社コラビス花巻営業所〔花巻市〕

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所

株式会社明和土木〔大船渡市〕、山口工業〔盛岡市〕

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会岩手県支部

有限会社大畑建機〔久慈市〕

岩手県陸砂利工業組合

新興砂利株式会社〔宮古市〕

*** 功 績 賞 ***

建設業労働災害防止協会岩手県支部

阿部一二（樋下建設株式会社）〔盛岡市〕
西館正人（株式会社菅七工務店）〔盛岡市〕
照井一也（有限会社照井工業）〔北上市〕
一般社団法人日本ボイラ協会岩手支部
佐々木幸男（株式会社大昌電子）〔一関市〕

いわて年末年始無災害運動

あなたの安全家族の願い
年末年始も無災害



実施期間：令和元年12月1日～令和2年1月31日

準備期間：令和元年11月1日～11月30日

趣 旨

岩手県内における労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成26年まで5年連続の増加となっていたが、平成27年、28年は2年連続で減少した。しかし、平成29年は増加に転じ、平成30年は前年比2人、0.1%の減少にとどまっている。

平成30年度を初年度とする第13次労働災害防止計画では、5年間で県内の労働災害による死亡者数を年間16人以下（対平成29年比30%減）に、死傷者数を年間1,285人以下（同5%減）にすることを目標としているが、本年においても労働災害の減少傾向は認められるものの、第13次労働災害防止計画の目標を達成するには、より一層の対策が必要である。

このような状況の中、これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが高まる時季となる。

本県の場合は、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有要因による労働災害の死傷者数が、毎年、年間の全死傷者数の2割を占めている。特に、転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が12月から1月の間に発生しており、冬季における労働災害を防止することが極めて重要である。

このため、「令和元年度いわて年末年始無災害運動」は、関係者が職場の安全の重要性について、なお一層深く意識し、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。

主唱者 岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会

協議会構成団体：(公財)岩手労働基準協会／建設業労働災害防止協会岩手県支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部／林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部／港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部岩手支部／(一社)日本砕石協会岩手県支部／(一社)日本ボイラ協会岩手支部／(公社)ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所／(公財)岩手県予防医学協会／(公社)建設荷役車両安全技術協会岩手県支部／岩手県陸砂利工業組合／(独法)労働者健康安全機構岩手産業保健総合支援センター

協 賛 岩手県商工会議所連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

実施者 各事業場

令和元年度

いわて年末年始無災害運動実施要綱

主唱者の実施事項

- ア 構成団体各支部等の地区連絡会議の開催等
- イ 構成団体各会員への運動周知
- ウ 構成団体各会員への労働災害発生状況の提供
- エ 協賛団体、国の機関、地方公共団体等への協力要請
- オ 報道機関等に対する広報の実施等
- カ 安全パトロールの実施等事業場指導の実施
- キ リスクアセスメント指針の周知

各事業場の実施事項

- ア 冬季特有災害の防止
 - ①転倒災害の防止（「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進）
 - ②車のスリップ事故等交通労働災害の防止
 - ③墜落・転落災害の防止
 - ④一酸化炭素中毒の防止
- イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施
- ウ 「安全決意宣言」の実施
- エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加

11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 岩手県労働局 | 労働基準監督署
中小企業庁 | 公正取引委員会



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」が改正され（平成31年4月1日施行）、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

- ① **親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！**
 - やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
 - 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。
- ② **発注内容は明確にしましょう！**
 - 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
 - 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。
- ③ **対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！**

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」
なくしましょう 長い 残業

0120-794-713
10月27日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト
▶ **過重労働解消キャンペーン**

岩手労働局・労働基準監督署





～同一労働同一賃金～ パート労働者に対する 賞与の支給

Q パート労働者には賞与を支給していませんが、パートタイム・有期雇用労働法への対応として、パート労働者にも賞与を支給しなければなりませんか。

A パートタイム・有期雇用労働法の施行日は令和2年4月1日（中小企業は令和3年4月1日）です。企業におかれては、施行日までに法に沿って、正社員とパート労働者、有期雇用労働者との間で、基本給、賞与、手当等のあらゆる待遇について不合理な差がないか確認を行い、必要に応じ待遇の見直しを行うことが必要です。

※取組手順は下記HPの取組手順書やマニュアルを参照

【賞与についての確認手順】

パート労働者が正社員と「均衡待遇」に該当する場合

手順1 賞与の「性質・目的」を明らかにします。

手順2 **手順1**を踏まえ、不合理な差か否かを判断する考慮要素を明らかにします。

手順3 不合理な差がないと合理的に説明できるか整理します。「同一労働・同一賃金ガイドライン」を参照します。

例えば、賞与の目的が企業の業績に対する功労報償であり、支給基準が販売実績であるとする、同じ販売の業務に就く正社員には支給し、パート労働者には支給していない場合、パート労働者でも販売実績へ何らかの貢献をしていると思われ、販売実績のあるパート労働者に対して賞与を支給しない理由は考えられません。すると、パート労働者に対して賞与を支給しないことは「不合理ではない」とはいえず、改善に向けた取組みを進める必要があると考えられます。

【関係資料】

厚生労働省同一労働同一賃金特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

【問い合わせ先】岩手労働局雇用環境・均等室
電話 019-604-3010

最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましょう！

岩手県 最低賃金

790円 時間額

令和元年
10月4日から **28円**
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。

最低賃金に関するお問い合わせは
岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ

岩手労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認！

最低賃金制度 検索



賃金の引上げを支援します。

中小企業
事業者の
皆さんへ

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](#) 検索

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

メンタルヘルスと コミュニケーション

④④ ~学んだこと~

今松 明子

メンタルヘルスは労働者にとって重要であるとの認識は浸透したのではないかと思います。職場のメンタルヘルス活動はどうでしょうか。多くの組織においては定着していると思いますが、少し前に長時間残業やハラスメントで新入社員がうつ病になり労災認定されたという報道がありました。このようにまだまだのところもあるのが実態かもしれません。身近にも「自分の職場もそうなんです」という方がいました。

その方は30代半ばの真面目で責任感の強い頑張り屋の男性です。彼は20代後半の時期に過重労働でうつ状態となり、数か月休職した経験があります。その後しばらくは与えられた単純な仕事の処理に甘んじていた時期もありましたが、今はバリバリと前向きに仕事をしていると周囲には見えているようです。彼は休職を通して仕事に向かう意識が変わったといいます。どう変わったのでしょうか。

○「休職に至る経緯は？」

「がむしゃらに頑張っていました。人も少ない中、上司は口では残業するなど言っていたが、実際は残業しなければどうにもならず遅くまで残業していました。実際の残業時間の何分の一しか申請しなかったですが、上司は気づかぬふりをして何も言いませんでした。他の部署との関わりの多い仕事なので、打ち合わせ等も多く、その際は他部署の長が出てくるんですが、自分の上司は忙しくて時間が取れないといわれ、いつも担当者である若造の自分だけがその会議に出席していました。当然ながら対等に意見交換ができず、相手の立場での発言にいつもやり込められて、結局持ち帰って上司と相談することになるのですが、上司はなぜきちんと主張しないのだというんです。十分わかっているのですが、自分のことを相手は初めからナメていて、自分の意見は聞いてくれないのだということも話しても理解するどころか、情けないと突き放されてしまう感じがしました。そんなことで、他部署と自分の上司

の間で板挟みになり、ニッチモサッチもいなくなってしまうんです。そのうちに睡眠も取れなくなり、職場に行けなくなってしまい精神科を受診して休職につながったということです。」

○「今、その時のことを振り返ってみると？」

「応援出張で他の企業に行ったことがあったんです。与えられた仕事を一生懸命頑張っていって、終了後、確認をしてもらいに行ったら、相手からそこまで期待していないと言われてしまったことがあったんです。がむしゃらに頑張ったのでごくショックを受けたのですが、仕事は100%の力を出して行うのではなく、常に余力を残して行ってこそ、新たなアイデアが生まれることもあるし、必要時には是正や修正ができるのではないかなとわれ、なるほどなあとな納得するところが大きかったんです。それまでの自分は120%の力でやっていたように思うし、時間的な余裕も心理的な余裕も持たず、遅くまで残業し寝不足の日々が続き、効率が明らかに落ちていたと思うのです。処理に時間がかかり、凡ミスをだし、それでまた時間がかかるという繰り返しだったと思うんです。とにかく、褒められたとか、認められたいという気持ちが強かったと思います。」

○「今の仕事に向かう気持ちは？」

「一人で抱え込まないことですね。頑張っている姿を見せると認められるのではないかと考えていたのだと思います。褒められたかったしね。でも、やった結果で評価されるということに気づいたのです。だから2つ目は過剰適応しないということですかね。残業しなければならぬときは当然ですが、メリハリをつけてプライベートも大切にしています。明日やれることは今日しない！（笑！）ダラダラと残業するより、その方が効率良いことも実感しています。」

うつ病に罹患したこと、休職せざるを得なかったことはとても苦しく辛かったことだったと思います。しかし、それを経験したからこそ、仕事への意識、働き方が変わったということですね。生き方が変わったとも言えると思います。とてもイキイキと、そして明るい表情をしていました。とてもいい話を聞けてうれしくなりました。みなさんはどう感じられたでしょうか。



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ 9月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
一 関	(一社) こぐま会	一関市
一 関	(株)タクマテクノス一関事業所	一関市

支部名	事業所名	所在地
大船渡	(有)コンノ建設	大船渡市
大船渡	(一社) S U M I C A	住田町

8月末会員数	5,017	9月加入	4	9月退会	2	9月末会員数	5,019
--------	-------	------	---	------	---	--------	-------

●ダイオキシン類ばく露防止特別教育の開催ご案内

労働安全衛生法第59条第3項により、事業者は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者を従事させる時はその業務に関する安全又は衛生の為の特別教育を行う事が義務付けられております。

労働安全衛生規則第36条34号～36号により「廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務」、「廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務」、「廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務」は該当業務です。

当協会では、事業主に代わって特別教育を下記の日程により開催致しますので、ご案内申し上げます。(詳細については、HPをご確認願います。)

1. 日 時 令和元年12月11日(水) 13:00～17:00
(受付12:30 オリエンテーション12:50)
2. 場 所 「岩手労働基準協会 研修センター 盛岡市北飯岡1丁目10-25

●「化学物質のためのリスクアセスメントセミナー」のご案内

平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法では、「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」が義務付けられました。今回の法改正では、規模や業種にかかわらず、安全データシート(SDS)の交付義務のある640物質を製造し、または取り扱うすべての事業者が対象とされています。

当協会では表記セミナーを開催しますので、管理者並びに安全衛生担当者、リスクアセスメント実施担当者をはじめ多数の皆さまにご参加いただきますようご案内申し上げます。(詳細については、HPをご確認願います。)

記

1. 日 時 ①令和2年1月29日(水) 13:30～16:30(受付13:00より)
2. 場 所 「岩手労働基準協会研修センター2F」 盛岡市北飯岡1丁目10-25

●安全管理者選任時研修のご案内

一定の業種(林業・建設業・運送業・製造業・清掃業・旅館業等)の常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、一定の資格要件の者、かつ、「安全管理者選任時研修」修了者から安全管理者を選任することになっています。

社内人事等で新たに安全管理者に選任予定の方もあると思われます。この研修修了が選任の要件となっておりますので該当者の受講についてご検討ください。

当協会では、この研修を1月30日(木)・31日(金)の2日間、当協会研修センターで開催いたします。詳細につきましては、当協会本部までお問い合わせください。

講習会のお知らせ 令和2年1月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習	有機溶剤作業主任者技能講習	11/19(火)~20(水)	岩手労働基準協会研修センター	定員	本部	11,550	1,980
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	12/2(月)~3(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	11,550	1,980
	玉掛け技能講習	12/9(月)~11(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	24,200 (一部免除者) 22,000	1,650
		12/9(月)~10(火)・12(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		12/9(月)~11(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		R2.1/14(火)~16(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	12/16(月)~19(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	30,800	1,650
		R2.1/14(火)~17(金)	サンバルク2F会議室他	30	釜石支部		
		R2.1/20(月)~23(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	R2.1/20(月)・24(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	13,750	1,650
	小型移動式クレーン運転技能講習	11/25(月)~26(火)・28(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部	30,250 (一部免除者) 28,050	1,705
		R2.1/14(火)~16(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		R2.1/14(火)~15(水)・17(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	ガス溶接技能講習	11/25(月)~26(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,000	880
		R2.1/8(水)~9(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		R2.1/9(木)~10(金)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
	高所作業車運転技能講習	11/12(火)~13(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部	36,300 (一部免除者) 33,000	1,884
		11/12(火)・14(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
	安全衛生推進者養成講習	11/14(木)~15(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	9,350	1,430
12/16(月)~17(火)		岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部			
R2.1/16(木)~17(金)		アイ・ドーム	60	一関支部			
特別教育	クレーン運転業務特別教育	11/12(火)~13(水)	サンバルク2F会議室他	30	釜石支部	9,900 11,000	1,705
		11/15(金)・17(日)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
		11/21(木)~22(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	11/27(水)	アイ・ドーム	60	一関支部	8,800 9,900	715
		R2.1/10(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		R2.1/17(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	アーク溶接等の業務特別教育	11/22(金)~23(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	11,000 12,100	1,100
		12/3(火)~4(水)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部		
		12/19(木)~20(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		12/24(火)~25(水)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
		R2.1/6(月)~7(火)	久慈職業訓練協会他	40	二戸支部		
	自由研削と石取替え業務特別教育	11/26(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	6,600 7,700	1,320
		12/6(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	粉じん作業特別教育	R2.1/23(木)	アイ・ドーム	30	一関支部	5,500 6,600	880
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	11/27(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	6,050 7,150	990
		12/11(水)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	酸素欠乏危険作業業務特別教育	R2.1/27(月)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,600 7,700	1,320
	足場の組み立て等の特別教育	11/20(水)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,050 7,150	815
	動力プレスの金型の取扱業務特別教育	12/6(金)~7(土)	(株)東北佐竹製作所	24	花巻支部	9,900 11,000	1,100
ダイオキシン類ばく露防止特別教育	12/11(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	本部	5,500 6,600	990	

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
その他	職長教育	11/20(水)～21(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	12,650 13,750	880
		12/4(水)～5(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
	職長・安全衛生責任者	R2.1/27(月)～28(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	12,650 13,750	1,540
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	11/11(月)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	6,050 7,150	968
		11/21(木)	アイドーム	50	一関支部		
	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	12/6(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	7,150 8,250	1,980
	危険予知普及講習	12/5(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,600 7,700	1,045
		12/12(木)	サンパルク2F会議室	40	釜石支部		
	化学物質のためのリスクアセスメントセミナー	R2.1/29(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	本部	5,500 6,600	880
	安全管理者選任時研修	R2.1/30(木)～31(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	14,850 17,050	1,540

※ 受講料・テキスト代は消費税10%込みの表記となります。

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

両立支援に関するセミナーを開催します

岩手治療と仕事の両立支援セミナー (入場無料)

日時：令和元年12月16日(月) 13:30～15:40

場所：岩手教育会館 Aホール (盛岡市大通1-1-16)

セミナー参加は「治療と仕事の両立支援ナビ」から申込みいただけます。

治療 両立ナビ 検索 <https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>

お問い合わせ先: 治療と仕事の両立支援セミナー事務局 (TEL 03-5550-0735)

詳しくは岩手労働局労働基準部健康安全課 (電話 019-604-3007) まで

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズプレゼント

いわて年末年始無災害運動が12月から1月までの2カ月間を実施期間、11月を準備期間としてスタートします。転倒災害の約6割、交通労働災害の約〇割が12月から1月の間に発生しており、冬季における労働災害を防止することが極めて重要です。

では、〇に入る数字は次のどれでしょうか？

- ① 3
- ② 4
- ③ 5

ヒント 4ページを参考に回答してください。

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 令和元年11月20日(水)消印有効
- 宛先 ㊟020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 10月号の正解 ②

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報もお待ちしております。

11月13日はうるしの日



文徳天皇の第一皇子惟喬親王が京都の法輪寺に参籠し、虚空蔵菩薩からうるしの製法を伝授されたのがこの日で、昭和60年に日本漆工協会が制定しました。

日本の伝統文化であるうるしの美しさを今一度見直して日本の心呼び戻すことを目的にしています。うるしの産地は、明治・大正・昭和という時代に、人知れず消えていった漆産地が多くある中、現在も産地として存続しているのが岩手県(浄法寺町)、茨城県、栃木県です。日本で使われている漆の99%を輸入に頼り、日本産はほんの1%(岩手が7割強を占めます)。この1%を支えているのが、この産地で漆を収穫する漆掻き職人です。この機会に塗の伝統文化に触れてみてはいかがでしょうか。

写真提供：岩手県観光協会

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

足よりも口滑らせて怪我をする

足を滑らせて怪我をすることは、よくありますが、口を滑らせてする怪我は、なかなか治りませんし、そもそも怪我をしていることに気が付かない事もあります。

(川柳原生林8月号<杜若>田中士郎作品より)

岩手の死亡災害(9月末)

製造業	0	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	4	(8)
運輸交通業	1	(0)
林業	0	(2)
商業	0	(0)
その他	1	(2)

累計 6 (13)
()内は前年同期

編	集
後	記

今年も北から雪の便りが聞かれる季節となりました。中央労働災害防止協会では毎年、年末年始無災害運動に取り組んでおり、今年の標語を「令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う」としています。岩手労働災害防止団体連絡協議会でも「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」をスローガンに、11月を準備期間、12月~1月を実施期間として『いわて年末年始無災害運動』を岩手労働局と共に主唱者となり、転倒災害の多い冬期間に運動を展開することとしています。この運動期間に先駆けて、11月29日には岩手労働局長はじめ各災害防止団体(12団体)が矢巾町流通センターの岩手県トラック協会前においてキックオフセレモ

ニーを開催することとしています。12月1月は凍結路面での転倒や自動車のスリップ事故等の冬季特有の労働災害が発生する季節となります。前日からの天気予報の確認、余裕を持った作業スケジュールの設定、作業場所・通路等の除雪・融雪の実施、滑りにくい靴の着用、滑りやすい箇所に見える化などについて、従業員の方々への通知、安全教育等を確実に行っていきましょう。災害防止団体では県内各地域で11月から安全パトロールや研修会、会議等を開催して無災害をめざして取り組みを行っています。会員事業場の冬期間における無災害をお祈り申し上げます。

【1月号労働基準情報から変わります!】

令和2年1月からホームページ内の労働基準の閲覧は会員専用となります。ユーザー名「irmember」、パスワードは労働基準最新号の編集後記に記載いたしますのでご理解のほどお願い申し上げます。

発行 令和元年11月1日
定価 1部 100円
{ 会員事業所の購読料 }
{ は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
㊟020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 戸澤 勝 弘